

吉岐市中期財政計画

【見直し】

(平成30年度～平成34年度)

平成30年11月

目 次

第1章 中期財政計画について

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 本市の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第2章 財政収支見通し

- 1 財政収支見通しの条件・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 3
- 2 平成30年度から37年度の財政収支見通し・・・・・・・・ P 4
- 3 将来の収支見通しにかかる考察・・・・・・・・ P 4
- 4 財政調整基金及び減債基金残高の見通し・・・・・・・・ P 5

第3章 今後の財政運営の目標と取組内容

- 1 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 目標を達成するための取組内容・・・・・・・・ P 5

第4章 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

第1章 中期財政計画について

1. 計画策定の目的

本市では、市制施行後「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」の実現に向け新しいまちづくりを進めてきました。

その間、本市では人口減少と少子高齢化が急速に進行し、地方分権の進展や厳しい財政状況など市政を取り巻く環境は、大きく変化してきました。

そのため、平成27年度に「第2次壱岐市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、市の将来像を実現するための具体的な施策の方向性を総合的かつ体系的に示すことにより、着実に推進しているところです。

総合計画は、平成31年度を目標年次としており、計画の最終年度となる年にあたります。加えて、まち・ひと・しごと総合戦略及び国境離島新法、SDGs未来都市・自治体モデル事業に関する施策の取り組みを更に推し進めていく重要な年でもあります。

こうした中で、中期財政計画は毎年定める振興実施計画の策定に併せ、ローリングによる見直しを行い、計画期間を平成37年度までの見通しを試算することとします。

本計画を示すことにより、予算編成の指針として活用するとともに、さらなる財政健全化の推進に役立てていけるものと考えています。

また、将来にわたって、持続可能な財政基盤を確立するため、中期財政計画として策定するものです。

2. 本市の財政状況

本市の財政状況は、市制施行から平成19年度にかけて経常収支比率が上昇し財政の硬直化が進んでいたことから、繰上償還等を行い財政の健全化に取り組んだ結果、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化指標は全てにおいて改善されたところです。

しかし、今後も引き続き、葬斎場建設、幼保連携型認定こども園整備などの大規模な事業に加え、これまで整備してきた施設及びインフラに対する維持補修が必要となり、決して楽観視できない財政状況となる見込みです。

また、長引く地方経済の低迷や人口減少などにより地方税等の自主財源の確保が難しい中、地方交付税や臨時財政対策債などへの依存度が高い財政運営が続いています。

地方交付税については、合併に伴う特例措置である合併算定替の段階的縮減が終わり、平成31年度からは一本算定となり、交付税の縮減額については平成25年度と比較して約20億円となる見込みであったものの、全国的な合併市町村の厳しい財政状況を鑑みて、地域振興費など合併時点では想定できなかった財政需要について算定の見直しが必要とされ、また、人口の急減に対する補正措置がなされたことにより、最終的に約13億円の縮減に留まる見込みとなっていますが、依然として楽観視できない状況であります。

第2章 財政収支見直し

1. 財政収支見直しの条件

以下の前提条件のもと、財政収支見直しを行いました。

【歳入】

市税	<p>個人市民税：景気低迷や人口の減少が続くものと想定し、H31見込をベースに各年度△1.0%程度の減。平成31年度より適用となる税制改正(配偶者控除の見直し)については減税枠を拡大する分は高所得世帯に配偶者控除の適用を制限することで増税となるため影響値は生じないものとして試算。</p> <p>法人市民税：香岐市内の人口減による収入減を考慮し、平成30年度見込額を基に各年度の収入額を1.0%減で試算。平成32年度に制限税率が引き下がることにより、法人税割を30.0%減。</p> <p>固定資産税</p> <p>土地：H31以降：地価の下落修正を見込み、毎年度△2.0%の減。</p> <p>家屋：H33・H36の評価替年度については、経年減点のほか、資材費の高騰による再建築費評点数の上昇および直近2か年の評価替年度の下落率を勘案し、5%の減。その他の年度については、新增築家屋の増を見込み、近年の増減率の推移を踏まえた上で1.5%の増。</p> <p>償却資産：耐用年数に応じた減価があるものの、消費増税前の駆け込み需要や景気の緩やかな回復による設備投資の増が予想され、各年度0.5%の増。</p> <p>軽自動車税：重課税及び新課税車両の増加により、H30見込みをベースに各年度3%程度の増。</p> <p>たばこ税：H30.10.1からのたばこ税の値上がりとともに喫煙者の減少が続くと想定し、H30年見込みをベースに各年度△4.0%程度の減。</p> <p>入湯税：H30見込みをベースに固定。</p>
地方交付税	<p>普通交付税：H31以降は一本算定、H29時点で確定している算定方式見直しによる増額分及び人口減少（人口ビジョン）による減額の影響等を考慮。</p> <p>特別交付税：災害による影響も考慮し特殊事情分配額を試算。 国境離島関連分を考慮し試算。</p>
国県支出金	<p>国庫支出金</p> <p>経常分：H31以降、H30の95%で試算。</p> <p>臨時分：振興実施計画の普通建設事業の充当額の95%で試算。</p> <p>県支出金</p> <p>経常分：H31以降、H30の95%で試算。</p> <p>臨時分：振興実施計画の普通建設事業の充当額の95%で試算。</p>
繰入金	<p>財政調整基金及び減債基金：</p> <p>H30：災害関連経費の取り崩し。</p> <p>H31以降：財源不足額を基金の取り崩し。</p>

繰入金	<p>ふるさと応援基金：前年度積立額を取り崩し。（120百万円で試算）</p> <p>栽培漁業振興基金：毎年各30百万円を取り崩し。</p> <p>沿岸漁業振興基金：毎年各20百万円を取り崩し。</p> <p>合併振興基金：普通建設事業の取り崩し。（幼保連携施設整備事業など）</p>
市債	<p>臨時財政対策債：H31以降、毎年500百万円。</p> <p>事業債：振興実施計画をベースに試算。</p>

【歳出】

人件費	<p>職員数：平成32年度の大量退職を見越して、平成29～31年度にかけて退職分の補充に加え、前倒しでの新規職員採用を行うことで一時的に職員数が増加するが、老人ホーム等施設関係のアウトソーシングも視野に入れ、退職分の補充を抑制し、職員構成の平準化を図りつつ、職員数の極端な変動を抑える。</p> <p>給与総額：定年退職にかかる新規採用者数を調整することにより、給与総額の緩やかな減少を図る。</p>
扶助費	障害者福祉、生活保護などの扶助費については、H30をベースに毎年1.0%増。
公債費	<p>定期償還：借入に伴う償還は、振興実施計画をベースに試算。</p> <p>繰上償還：H31以降、見込みなし。</p>
投資的経費	<p>普通建設事業：振興実施計画をベースに95%で試算。</p> <p>災害復旧事業：H31以降、毎年100百万円。</p>
補助費	<p>上水道事業：基準内については、総務省発出の繰出基準により試算。基準外については、「吉崎市水道事業経営戦略」の収支額及び平成29年度決算額により算出。</p> <p>病院事業：企業団負担要綱及び企業団負担金にかかる協定に基づき毎年度負担額を試算。本部負担金については、前年度実績を参考に計上。</p>
繰出金	<p>国民健康保険</p> <p>保険事業勘定：平成30年度から法定外繰入を解消。保険税をH29年度まで税率据え置き、H30に改正。H32、34、36年度に改正とすると仮定。税収は対前年度比96.5%で試算。H30から財政運営の責任主体が県へ移行し、歳入の保険給付費等交付金（普通分・特別分）、歳出の国保事業費納付金ともに県の試算を参考に計上。</p> <p>直営診療所勘定：H30以降、診療報酬収入の見込みをH29の△5%で推計。</p> <p>後期高齢者医療：平成31年度以降、過去の増減率に団塊世代の加入分を加味して推計。</p> <p>介護保険</p> <p>保険事業勘定：平成31年度以降、消費税増税に関連し、低所得者軽減分の増額を見込み、平成32年度以降は、増設する認知症対応型共同生活介護サービス開始分の増額を見込んでいる。なお、法定外繰り入れが生じないことで推察。</p> <p>介護サービス事業勘定：平成28年度以降の繰入金については不要として見込み。</p>

2. 平成30年度から37年度の財政収支見通し

1の前提条件をもとに、平成37年度までの収支見通しを行い、各年度末の基金残高を計算しました。

(単位: 百万円)									
【歳入】									
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地方税	2,246	2,184	2,199	2,180	2,137	2,137	2,135	2,095	2,094
地方譲与税	286	278	278	278	278	278	278	278	278
地方交付税	10,264	9,795	9,494	9,401	9,104	9,192	9,145	9,046	8,909
国・県支出金	5,504	8,340	5,101	4,814	4,654	4,810	4,697	4,636	4,489
地方債	2,909	5,719	2,111	1,858	1,249	1,341	1,059	991	1,005
その他	4,044	3,682	2,169	2,147	2,347	2,347	2,347	2,347	2,156
歳入合計(A)	25,253	29,998	21,352	20,678	19,769	20,105	19,661	19,393	18,931
【歳出】									
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
義務的経費	9,512	9,850	9,017	9,030	9,042	9,282	9,279	9,190	9,029
人件費	4,026	3,921	3,680	3,660	3,632	3,605	3,570	3,549	3,543
扶助費	2,615	2,614	2,640	2,666	2,693	2,720	2,747	2,775	2,802
公債費	2,871	3,315	2,697	2,704	2,717	2,957	2,962	2,866	2,684
投資的経費	5,249	10,673	2,868	2,218	1,499	1,663	1,276	1,143	846
その他	9,703	10,775	9,726	9,627	9,668	9,433	9,359	9,290	9,231
物件費	3,564	4,449	3,559	3,452	3,349	3,248	3,151	3,056	2,965
補助費等	3,419	3,662	3,684	3,668	3,655	3,668	3,669	3,675	3,675
繰出金	1,773	1,860	1,679	1,699	1,852	1,701	1,719	1,735	1,763
その他	947	804	804	808	812	816	820	824	828
歳出合計(B)	24,464	31,298	21,611	20,875	20,209	20,378	19,914	19,623	19,106
財源不足額(A)-(B)	789	△ 1,300	△ 259	△ 197	△ 440	△ 273	△ 253	△ 230	△ 175
財政調整基金等による補てん	800	1,300	259	197	440	273	253	230	175
財政調整基金等への積立	2	4	2	2	2	2	2	2	2
財政調整基金等残高	4,367	3,071	2,814	2,619	2,181	1,909	1,658	1,430	1,256
地方債残高	26,287	27,810	26,972	26,074	24,537	22,938	21,061	19,236	17,596
経常収支比率(%)	89.9	90.4	90.6	90.9	91.6	92.4	92.4	92.0	92.0
実質公債費比率(%)	4.6	6.7	8.5	10.0	9.9	10.0	10.3	10.5	10.2

3. 将来の収支見通しにかかる考察

平成31年度から普通交付税が一本算定となることや、本計画期間中に、庁舎耐震改修工事や中学校移転工事及び葬斎場建設等に着手し、財源の多くを市債発行に頼ること、また昨年、本市に甚大な被害を及ぼした九州北部豪雨による被害の早期復旧にむけた災害関連事業により、平成30年度以降は前記事業等の本格実施に伴い、財源不足となる見込みです。

この財源不足額については、財政調整基金及び減債基金の取り崩しにより解消することとなります。

4. 財政調整基金及び減債基金残高の見通し

財源不足額に、地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金である財政調整基金や、市債を毎年確実に償還するための減債基金を充てると、財政調整基金及び減債基金の残高は以下のようになります。

(単位：億円)

基金名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
財政調整基金	16.0	12.0	12.0	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1
減債基金	27.6	18.7	16.1	14.1	9.7	7.0	4.5	2.2	0.5
計	43.6	30.7	28.1	26.2	21.8	19.1	16.6	14.3	12.6

大規模事業の本格実施に伴い、平成30年度以降は財源不足が生じる見込みであり、また平成35年度にかけて、市債の償還等がピークをむかえることから、基金残高は減少していくこととなります。

例年当初予算編成時点では財源不足を補うために、8億円を計上していることから少なくともその残高を確保し続けることが必要となります。

第3章 今後の財政運営の目標と取組内容

1. 目標

景気の動向や国の制度改正など、先行きが不透明な状況ではありますが、市民サービスの質を維持・向上させ、かつ、将来にわたって持続的な財政運営ができるよう、本計画期間の財政運営の目標を以下のとおりとし、次期計画期間中も安定的に予算編成ができる基礎を築きます。

2. 目標を達成するための取組内容

地方債については、原則として元金償還額を超える借入は行わないこととすることで、将来の公債費負担を軽減します。

物件費や補助費等の経費については、継続して圧縮に取り組むことで、各年度の財源不足額の減少を図ります。

事務事業については、効率的かつ効果的に事業を実施するため、事業の優先順位を見極め、事業の「選択と集中」を図るとともに、スクラップアンドビルドの徹底を図り、最小コストで最大の効果を上げ、適正で効率的な財政運営を行います。

受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料、負担金等については、対象や料金水準が適正であるかを確認し、負担の公平性確保の観点と負担均衡の原則に立って適正化を図る必要があります。

そのためには、「公共施設等総合管理計画」に基づき、『個別施設計画』を早急に策定し、計画的な点検、修繕の実施により財政負担の平準化及び将来的な負担の軽減を図るとともに、施設の統廃合について検討し、施設の維持管理費を見直します。

第4章 おわりに

上記の取組内容を実行した場合でも財源不足が生じ、平成30年度から37年度までの財源不足額は約31億円となり、この財源不足額に財政調整基金及び減債基金を充当することとなります。

財政調整基金の残高は標準財政規模の概ね10～20%の範囲が適正とされており、これから試算すると本市の近年の適正規模は12～24億円程度であり、平成37年度末の残高は12億円が確保できており、尚かつ、当初予算編成に必要な基金の残高も確保できる見通しです。

しかし、平成37年度以降は、現時点で本計画に含めることができなかった事業についての新たな財源負担が生じる可能性もあります。

平成37年度以降にも生じうる財源不足に対応するには、予算執行に当たって、経費を削減するのはもちろんのこと、新たな財源確保策に取り組み、できるだけ基金残高を確保しておく必要があります。

本計画においては、策定時点で決定している制度改正や、実施を予定している事業計画に基づき、予測可能な範囲で金額を計上しました。

しかしながら、今後の景気動向や、国の制度改正は予測不可能で、それらの財政的な影響を見込むことはできません。

したがって、社会情勢の変化や国の制度改正などにより、本計画の将来予測が大きく変化するようであれば、見直しを行い、新たな目標・取組内容を設定することとします。

また、計画期間終了後には、本計画の目標や取組内容の検証を行ったうえ、さらにその先の財政運営の指針となる新たな財政計画を策定することとします。